

# 門真市個人番号カード臨時窓口開設業務に係る公募型プロポーザル参加事業者募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和8年2月18日

※本募集の事業に関しては、令和8年3月議会での予算成立を前提に進めており、予算の削減又は減額があった場合は、業務委託契約を行わない可能性があるため、このことを了承した上で参加申込を行うこと。

## 1. 趣旨

本要領は、門真市が「門真市個人番号カード臨時窓口開設業務」の受託者を選定するためには実施する公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による選定手続に関して必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 名称

門真市個人番号カード臨時窓口開設業務

### (2) 業務内容

別紙「門真市個人番号カード臨時窓口開設業務委託に係る特記仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年4月30日まで

## 3. 見積上限価格

47,164,000円（税抜き）

## 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続

開始の申立てをなされていない者であること。但し、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 本市の令和7年度の一般委託・物品等の入札参加資格者として登録していること。
- (8) 令和8年3月11日（水）までに国又は地方公共団体と同業同種（個人番号カードの交付又は個人番号カードに格納される電子証明書の発行・更新に係る窓口業務）の委託契約（労働者派遣契約は除く。）を10以上締結し、誠実に履行した若しくは履行中であること。なお、その内1以上は統合端末の操作を含む個人番号カードに格納される電子証明書の発行・更新を含む業務であること。
- (9) 令和8年3月11日（水）までにISMS（ISO/IEC27001）及びプライバシーマークを取得中で有効であり、今後も更新予定であること
- (10) 提出された書類等の記載事項に虚偽がないこと。

## 5. スケジュール

主なスケジュールについては次のとおりですが、変更される場合があります。変更があった場合は、本市のホームページでお知らせします。

日程	内容
令和8年	2月18日（水） 募集・質問受付及び参加申込の受付開始
	2月26日（木） 質問受付の締切り
	3月3日（火） 質問回答の公表
	3月11日（水） 参加申込書及び企画提案書等の提出の締切り
	3月13日（金） 参加資格審査結果通知及び一次審査結果通知 並びにプレゼンテーション実施通知
	3月18日（水） プレゼンテーション審査（予定）
	3月下旬 結果公表
	4月上旬 契約締結

## 6. 参加申込の手続等

- (1) 本要領、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法は、本市ホームページからのダウンロードとする。
- (2) 提出書類
  - ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
  - イ 4(8)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し
  - ウ 4(9)の条件を満たす実績を確認することのできる書面の写し
  - エ 会社の規模・概要（資本金、従業員数、事業所の所在、業務範囲、経営成績、財務状態等）を確認することのできる書面（発行日から3箇月以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、最新の財務諸表、パンフレット等）※写し可  
なお、参加申込後に取下する場合は、取下書（様式第4号）を提出すること。
- (3) 提出先  
「15. 担当課」に記載のとおり。
- (4) 提出方法  
参加申込に必要な書類各1部を持参又は郵送による提出とする。持参の場合は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）に担当課に直接提出すること。また、郵送の場合は、封筒に「参加申込書在中」と記載し、配達記録が分かる方法により、申込期限日の午後5時までに本市に到達するように提出すること。なお、参加申込書等提出期間内に全ての提出書類が担当課に到達しなかった場合は、提案書を提出できないものとする。

## 7. 質問及び回答

- (1) 提出先  
「15. 担当課」に記載のとおり。
- (2) 提出方法  
質問内容を質問書（様式第2号）に記載し、電子メールで提出すること。なお、電子メール送信の際は、件名に「【質問】門真市個人番号カード臨時窓口開設業務」と記載することとし、送信後に電話で担当課に送達確認を行うこと。
- (3) 回答方法  
質問及び回答は、本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に、質問者が特定できないようにした上で公表する。
- (4) その他
  - ア 質問書に対する回答内容は、本要領、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。
  - イ 質問内容は、参加申込及び提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。
  - ウ 電話や訪問等による問合せには応じない。

## 8. 参加資格確認

6の(2)により提出された参加申込書等に基づき、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション審査の対象者とする。結果はプロポーザル参加申込書（様式第1号）に記載の電子メールアドレス宛に、参加資格確認結果通知書を送付する方法により通知する。

## 9. 参加資格を認めた者における提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式第3号）

イ 提案書（任意様式、A4サイズ片面15枚以内（表紙、目次は除く））

※仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かること。

※以下の①から⑯までの内容については必ず記載すること。

#### 【会社概要及び実績について】

① 業務の実施方針について

② 実施体制について

#### 【個人情報等の保護、セキュリティ対策について】

③ 個人情報等の取扱い、セキュリティ対策の具体的な提案について

④ 情報セキュリティが安全管理される責任体制について

⑤ 情報セキュリティインシデントによる被害を最小限に食い止めるための対処方法（対処手順、責任分界点、対処体制等）について

⑥ 提供を受けた情報の秘密保持、目的外利用の禁止等の義務の準拠の仕方について

⑦ 再委託の有無について

⑧ 「情報セキュリティ要件に関する特記仕様書」の準拠の仕方について

⑨ 「情報セキュリティ要件に関する特記仕様書」12(1)イにおいて定めることとしている緊急時対応計画の具体的な内容について

#### 【案内・誘導の方法について】

⑩ 市民を待たせない効果的・効率的な方法について

⑪ 混雑時における窓口緩和対策について

⑫ 市民に分かりやすい窓口への案内・誘導方法について

#### 【窓口受付の方法について】

⑬ 適切かつスムーズな業務処理を行うための効果的・効率的な方法について

⑭ 1日の窓口処理可能件数がより多く確保できる方法について

#### 【品質管理の体制について】

⑮ 品質要件の目標値を達成するための方法・手段の提案について

⑯ 本業務に関する知識、経験等を十分に持つ業務責任者の配置について

⑰ 必要な知識を習得させるための業務従事者への研修について

ウ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）

※消費税及び地方消費税を除く。

※見積書の正本には主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記載すること。

※宛名は「門真市長 宮本 一孝」とすること。

### (2) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

※正本には事業者名等を記名・押印し、副本には記名・押印しないことのほか、名称及び商号（ロゴ）やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出先

「15. 担当課」に記載のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。持参の場合は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）に担当課に直接提出すること。また、郵送の場合は、封筒に「提案書在中」と記載し、配達記録が分かる方法により、提出期限の午後5時までに本市に到達するように提出すること。

(5) その他

- ア 文字の大きさは原則として11ポイント以上とする。
- イ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ウ 提案書の印刷は、カラー、白黒を問わない。
- エ 提案書の下部余白中央にページ番号を付すこと。
- オ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同ページ内に注釈を付けること。

## 10. プレゼンテーション審査

9の(1)により提出された提案書等によるプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 開催日及び開催場所

日時・場所等の詳細については、参加資格確認結果通知書に記載する。なお、場所については、本市市役所の会議室を予定している。

(2) 審査

- ア 9の(1)アからウまでに記載した内容について、プレゼンテーションによる説明、補足等を行うこととし、新たな資料の配布等は認めない。
- イ 所要時間は説明20分以内、質疑応答20分程度、準備片付け3分程度とする。
- ウ モニターは本市で用意する。パソコン及び接続ケーブル等については、各事業者で用意すること。
- エ 参加人数は5名までとすること。

(3) 審査基準及び配点割合（予定）

審査項目	審査基準	配点割合(%)
基本項目	①会社概要及び実績について	10
提案項目	②個人情報等の保護、セキュリティ対策について ③案内・誘導の方法について ④窓口受付の方法について ⑤品質管理の体制について ⑥提案価格について	90

(4) その他

以下の事項に該当する者は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たさなくなった者。

- イ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった者。
- ウ 記名押印を欠いている者。
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な者。
- オ 見積書の金額が見積上限価格を超えてる者。
- カ その他不正行為があつた者。

## 11. 審査方法

### (1) 審査

本プロポーザルの審査は、門真市個人番号カード臨時窓口開設業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。なお、参加事業者が1者であつても選定委員会は実施するものとする。

### (2) 事業者の選定

- ア 10の(3)の審査基準に基づき、最高評価点を得た事業者を受注候補者に選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、提案価格が低い者を優位に評価するものとする。
- ウ イにおいて、順位が決定しない場合は、選定委員会で協議の上、理由を付して1者に選定する。
- エ アからウにかかわらず、総合点が6割未満の場合は、受注候補者として選定しない。
- オ アからエにかかわらず、「②個人情報等の保護、セキュリティ対策について」の項目における得点が、配点の8割未満の場合は、受注候補者として選定しない。

## 12. 選定結果の通知

選定結果は郵送にて通知する。また、本市ホームページにて公表する。

※審査内容、選定結果についての質問及び異議は一切受け付けない。

## 13. 契約手続

### (1) 契約の締結

受注候補者と契約交渉を行う。また、業務内容及び契約条件等の詳細についても、受注候補者と別途協議の上で決定する。

なお、受注候補者が以下のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は次席の事業者と協議を行うものとする。

- ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 契約交渉が成立しないとき。
- ウ 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

### (2) 支払い条件

毎月払（均等割り）

### ・ (3) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならぬ。但し、門真市契約に関する規則（昭和39年門真市規則第7号）第21条各号に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

## 14. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 採用された提案書について、市は採用者と協議の上、変更することがある。
- (4) 受注候補者及び下請負人等は、暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (5) 受注候補者及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員または暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (6) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団または暴力団密接関係者の関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (7) 受注候補者、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い適切に対処すること。
- (8) 契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札除外措置に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- (9) 開示請求がされた場合には、条例に基づき、本プロポーザルに関する書類を開示することがある。

## 15. 担当課

門真市市民文化部市民課窓口グループ

担当：三谷、長久

住所：〒571-8585 門真市中町1番1号

電話：06-6902-5983（直通）

E-mail : sim03@city.kadoma.osaka.jp